

11 その他の福祉

(1) 生活福祉資金貸付制度 (個別に要件があり、事前相談が必要です)

資 金 種 類	対 象 世 帯 及 び 対 象 経 費	貸 付 限 度 額
1 総合支援資金	低所得世帯で、失業者等日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯 1 貸付対象 「失業等により生活に困窮している世帯で、以下のいずれの条件にも該当する世帯。」 ①低所得世帯であって、失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難になっていること。 ②借入申込者の本人確認が可能であること。 ③現に住居を有していること。または住居手当の申請を行い住居の確保が見込まれること。 ④社会福祉協議会及び関係機関（ハローワーク等）から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること。または、支援を受けることにより、自立した生活を営むことが見込まれること。 ⑤失業給付（受給資格を要している者を含む）、訓練・生活支援給付、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができないこと。	
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	2人以上：月20万円以内 単身：月15万円以内
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内
2 福祉資金	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯	580万円以内 資金の用途により異なる
福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	130万円～580万円以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円～230万円以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円～230万円以内
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円以内
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内

(令和6年4月1日現在)

貸付方法	貸付時期	所得制限	必 要 書 類	申 請 先	準 拠 法	開始時期	備 考
	申込から約1ヶ月	1. 申込月における申込者及び申込者と同一世帯に属する者の収入の合計額により算出（詳細は申込時に算出） 2. 金融資産（預貯金）の残高も一定額以下であること	1 申込書 2 住民票 3 健康保険証 4 所得証明書等世帯の収入支出の状況が分かる書類 5 離職票及び雇用保険受給資格者証並び退職辞令等生活が困窮になったことが分かる書類 6 公的給付制度又は公的貸付制度の利用もしくは申請状況がわかる書類 7 入居予定住宅に関する状況通知書 8 住宅手当支給対象者証明書 等			H21.10.1	
分割（毎月）							貸付期間は12ヶ月以内
一括（業者へ直接振込）							
一括又は分割（毎月）							他債務返済は使用できない
一括	申込から約1ヶ月～約2ヶ月 資金の用途により異なる	総合支援資金と同基準	1 申込書 2 所得証明書 3 住民票 4 見積書 5 事業・収支計画書 6 技能修得先の証明書 7 工事計画書 8 購入する福祉用具及び自動車のカタログ 9 医師の診断書 10 介護サービスの利用者負担額にかかるもの 11 罹災証明書 等	松 本 市 社会福祉協議会 事務局	生活福祉資金貸付制度要綱	S32.5.6	
	申込から約2週間					H15.7.1	

資 金 種 類	対 象 世 帯 及 び 対 象 経 費	貸 付 限 度 額
3 教育支援資金	低所得世帯	
教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校：月35,000円以内 高専及び短大 ：月60,000円以内 大学：月65,000円以内
就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内
4 不動産担保型生活資金	低所得又は要保護の高齢者世帯	
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 ・月30万円以内
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍）

（２）臨時特例つなぎ資金（個別に要件があり、事前相談が必要です）

資 金 種 類	特 定 要 件	貸 付 限 度 額
臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者で次のいずれにも該当するもの ・失業給付及び住宅手当の公的給付又は就職安定資金及び生活福祉資金等の公的貸付の申請を受理されている者であり、かつ、給付又は貸付の開始まで生活に困窮しているもの ・金融機関の口座を有していること	10万円以内

（３）くらしの資金貸付制度（個別に要件があり、事前相談が必要です）

名 称	目 的	要 件
くらしの資金	一時的かつ緊急に資金が必要となる低所得世帯に資金の貸付を行う	市内に6月以上居住する低所得世帯で、かつ就労している者もしくは就労が決まっている者が世帯にいること。ただし、下記に該当する者は除く。 1 生活保護を受けている者 2 生活福祉資金の貸付を受けている者

貸付方法	貸付時期	所得制限	必 要 書 類	申 請 先	準 拠 法	開始時期	備 考
	申込から約 1 ヶ月	総合支援資金 と同基準	1 申込書 2 所得証明書 3 住民票 4 合格・在学証明書 5 見積書 等	松 本 市 社会福祉 協議 会 局	生活福祉 資金貸付 制度要綱	S32.5.6	
分割 (半年ごと貸付)							
一括							
	申込から約 3 ヶ月	市民税非課 税程度世帯	1 申込書 2 戸籍謄本 3 住民票 4 固定資産台帳 5 土地・建物の登記簿 謄本 6 公図・位置図・地籍 測量図・建物図面 等			H15.6.1	
分割 (3ヶ月ごと貸付)							
分割（毎月）		要保護世帯		H19.6.1	相談の第1次 窓口は、必ず 生活保護課が 行うこと		

貸付方法	貸付時期	所得制限	必 要 書 類	申 請 先	準 拠 法	開始時期	備 考
一括	申込から 約2週間	特に制限 なし	1. 申込書 2. 公的給付制度又は公 的貸付制度の申請が受 理されていることが分 かる書類 3. 申込者本人名義の預 金通帳	松 本 市 社会福祉 協議 会 局	臨時特例 つ な ぎ 資金貸付 制度要綱	H21.10.1	公的給付及び 貸付制度は、 以下のような ものを指す ・失業給付 ・住宅手当 ・就職安定資金 ・就職安定資金 (長期失業者分) ・就職活動困 難者支援事 業 ・訓練・生活 支援給付

貸付方法	貸付時期	貸付限度額	必要書類	申請先	開始時期	備 考
一括	随時	30,000円以内	1 申込書 2 借用証書	松 本 市 社会福祉 協議 会 局	S44.4.1	

(4) 生活福祉資金利子補給金制度

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
生活福祉資金利子補給金	生活福祉資金借入者が負担する利子の補給	市要綱	S44.4.1	松本市内に住所があり、生活福祉付を受け、借入金を償還された方

(5) 福祉相談

名称	相談内容
ボランティア相談	・ボランティア活動をしたい方とお願いしたい方への情報提供・連絡調整 ・ボランティア講座、研修の企画 ・ボランティア活動保険の加入
児童相談	子育て、児童健全育成に係る相談
日常生活自立支援相談	認知症、精神障害、知的障害などにより判断能力や金銭の扱いに不安のある方の福祉サービス利用や金銭管理等

(6) 有償生活支援事業

名称	開始時期	要件
有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」	H7.4.1	市内にお住まいの65歳以上の方等、日常生活に支援(家事支援、外出支援)が必要な方(事前に個別相談が必要です)

(7) 日常生活自立支援事業 (個別に要件があり、事前相談が必要です)

名称	目的	準拠法	実施時期	対象者
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な方に対して、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行います。	社会福祉法第81条	H11.10	認知性、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でないため、日常生活での福祉サービスのご利用や金銭管理がうまくできない方で、契約行為について一定の理解ができる方。

(8) 成年後見支援センター

目的	開始時期	対象者
認知症・精神障害・知的障害などにより判断能力の低下した住民が安心して地域で生活できるように、成年後見制度に関する相談や成年後見制度の普及・啓発、法人後見の受任を行うこと等により、住民の権利擁護を推進します。	H23.4	松本市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村にお住まいの、成年後見制度に関する支援を必要とされている方の関係機関

	申請手続		補給額	補給方法	補給時期	備考
	申請先	必要書類				
資金の貸	福祉政策課	備付の申請書	支払の利子相当額	口座振込	利子を償還した日以降	

相談員	相談日時	受付	備考
ボランティア コーディネーター	毎週月～金曜日 9:00～17:00	TEL25-7345	令和6年度ボランティア 相談件数463件
館長及び児童厚生員	毎週月～土曜日 12:30～18:30	各児童センター	令和6年度相談件数 408件
専門員	毎週月～金曜日 9:00～17:00	TEL25-7311	

内容・利用料					申請手続	相談窓口
	30分まで (軽易な支援)	1時間	1時間以降の 30分毎	交通費	1 利用会員として登録申請 手続きが必要 2 年会費 1世帯 1,000円	松本市社会福祉 協議会 (電話25-7370)
家事支援	495円	990円	495円加算	1kmあたり20円 (安曇・奈川 は30円)		
外出支援		1,210円	605円加算			
ゴミ出し支援	1回 165円(※2袋までを1回)					

利用料	実施内容	相談窓口
生活支援員がお手伝いする時に、利用料と交通費がかかります。 ・利用料 1時間当たり 1,000円 ・交通費 1km当たり 20円 相談、訪問、支援計画作成・契約は無料です。 生活保護を受けている世帯は無料です。	○福祉サービスの利用援助 保健・医療・福祉サービスについての制度・内容に関する情報提供、助言、サービス申し込み手続きの代行・同行、福祉サービス実施状況の確認、見守り等の援助を行います。 ○日常的金銭管理サービス 一定額の預貯金の出し入れ、公共料金・家賃の支払、福祉サービス等の利用料の支払い、年金・手当等の受領確認を行います。 ○書類等の預かりサービス 預貯金の通帳・権利証書・保険証書・実印・銀行印等を、本人の意思に基づき、安全に保管します。	松本市社会福祉 協議会 (電話25-7311)

利用料	実施内容	専門相談予約窓口
専門相談は無料	①成年後見制度に関する二次相談 毎週月～金 午前8時30分～午後5時15分 ※ 行政等、一次相談窓口からの相談に応じます。 ②成年後見制度に関する弁護士・司法書士による専門相談 弁護士・司法書士が交互に対応(※要予約) 毎週火曜日(祝日を除く) 午後1時～午後4時 ③成年後見制度に関する出前講座や研修会の開催 ④法人後見の受任 成年後見人・保佐人・補助人(以下「後見人等」という。)の受け手がいない方を対象に、家庭裁判所からの選任により松本市社会福祉協議会が法人として後見人等となります。 ⑤市民後見人の養成事業	松本市社会福祉 協議会 成年後見支援セ ンターかけはし (電話88-6699)